

平成 20 年度兵庫県水防計画修正（案）概要

1 改定の理由

- (1) 県の組織改編に伴う名称の変更
- (2) 計画高水位見直しに伴う変更
- (3) 新たに避難判断水位を設定したことに伴う追記
- (4) 神戸海洋气象台からの警報及び注意報の発表基準の変更
- (5) 气象台の組織廃止に伴う名称削除
- (6) 河川情報テレメータシステムの整備完了から 2 年が経過して信頼性が確認されたことから、事務所から水防本部への水位等の報告方式の見直し
- (7) 兵庫県と神戸海洋气象台の防災情報の交換に関する細目協定の一部を変更する協定の改正による変更

2 改定の概要

- (1) 県の組織名称変更
 - ・農林水産部から農政環境部に変更 等
- (2) 計画高水位の変更
 - ・揖保川 山崎第二地点の計画高水位を 5.834m から 5.23m に変更
 - ・揖保川 龍野地点の計画高水位を 4.905m から 4.87m に変更
 - ・万願寺川 万願寺地点の計画高水位を 6.33m から 6.38m に変更
 - ・栗栖川 東栗栖地点の計画高水位を 3.40m から 2.91m に変更
- (3) 新たな避難判断水位の設定
 - ・(二) 市川 砥堀地点での避難判断水位を 5.00m に設定
- (4) 警報及び注意報の発表基準の変更
 - ・大雨、洪水、高潮それぞれの警報及び注意報の発表基準の変更
 - ・「津波予報」の追加に伴う表現の変更
- (5) 气象台の組織名変更
 - ・豊岡側候所の廃止に伴い、名称の削除
- (6) 水位および潮位の報告方式の変更
 - ・毎時報告をやめ、報告は水防団待機水位（通報水位）若しくは通報潮位を越えたときのみとする
- (7) 兵庫県と神戸海洋气象台の防災情報の交換に関する細目協定の一部を変更する協定の差替
 - ・平成 16 年 4 月 1 日の協定から平成 20 年 2 月 29 日の協定に差替主な改正内容は、別紙新旧対照表のとおり

平成20年度 兵庫県水防計画修正(案)新旧対象表

別紙

章・節	旧	新
第2章 第1節 (P.6)	第2章 水防組織 第1節 水防本部 農林水産部長 農地関係課 空港政策課 道路建設課 まちづくり課 河川計画課 農地関係課班 農村環境課、農地整備課職員をもって構成する。	農政環境部長 農地整備課 (削除) 地域道路室 都市計画課 河川計画室 (削除)
第3節 (P.10)	第3節 水防連絡会 水防連絡会の構成員 豊岡測候所	(削除)
第3章 第3節 (P.12)	第3章 水防態勢 第3節 水防管理団体の水防配備 17行目 なお、津波の襲来については、 <u>津波予報</u> が間に合わない場合があるので、	なお、津波の襲来については、 <u>津波警報・注意報</u> が間に合わない場合があるので、・・・
第4章 第1節 (P.13)	第4章 気象状況の通知 第1節 気象注意報、気象警報 1 神戸海洋気象台から水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類及び発表基準 2 津波注意報及び津波警報の種類並びに発表基準 1 震度3以上の揺れが観測され、・・・「震源に関する情報」で「 <u>津波の心配なし</u> 」の旨を発表する。	発表基準の改正に伴い、表を差替して参考資料に移動 震度3以上の揺れが観測され、・・・「震源に関する情報」で「 <u>津波の心配なし、又は若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし</u> 」の旨を発表する。

<p>第5章 第1節 (P.19)</p> <p>第2節 (P.20)</p> <p>(P.21)</p> <p>(P.23)</p>	<p>第5章 水防指令及び水防警報</p> <p>第1節 水防指令 県土整備部県土企画局空港政策課 まちづくり課 農林水産部 農村環境課</p> <p>第2節 国土交通大臣の発する水防警報 2 水防警報の対象とする量水標 万願寺 万願寺地点 計画高水位 6.33m 揖保川 龍野地点 計画高水位 4.905m 栗栖川 東栗栖地点 計画高水位 3.40m</p> <p>(4)円山川、奈佐川、出石川 豊岡測候所</p>	<p>(削除) 都市計画課 農政環境部 農地整備課</p> <p>6.38m 4.87m 2.91m</p> <p>(削除)</p>
<p>第6章 第2節 (P.29)</p>	<p>第6章 雨量、水位及び潮位の報告</p> <p>第2節 水位及び潮位の報告</p> <p>1. 水位及び潮位の報告</p> <p>ア すべての水位観測所について、次の場合に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団待機水位（通報水位）若しくは通報潮位、又ははん濫注意水位（警戒水位）若しくは警戒潮位に達したとき。 ・ 水防団待機水位（通報水位）若しくは通報潮位、又ははん濫注意水位（警戒水位）若しくは警戒潮位を下回ったとき。 ・ 避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき。 ・ 通常の満潮位を越える高潮又は波浪が予想されるとき。 ・ 水防本部が指示したとき。 	<p><u>ア 次の場合に報告する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水防団待機水位（通報水位）若しくは通報潮位に達したとき。</u> <p><u>イ 水防本部が指示したときは、次の場合に報告する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はん濫注意水位（警戒水位）若しくは警戒潮位に達したとき。 ・ 水防団待機水位（通報水位）若しくは通報潮位、又ははん濫注意水位（警戒水位）若しくは警戒潮位を下回ったとき。 ・ 避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき。 ・ 通常の満潮位を越える高潮又は波浪が予想されるとき。

<p>参考 (P.52) (P.53)</p> <p>(P.45) (P.61)</p>	<p>要領及び通達</p> <p>4 兵庫県と神戸海洋気象台の防災情報の交換に関する協定 兵庫県と神戸海洋気象台の防災情報の交換に関する細目協定の一部を変更する協定（平成 16 年 4 月 1 日）</p> <p>参考資料</p> <p>1 市川洪水予報発表対象区域 2 水防警報河川（海岸）・水位周知河川一覧表</p>	<p>兵庫県と神戸海洋気象台の防災情報の交換に関する細目協定の一部を変更する協定（平成 20 年 2 月 29 日）（差替）</p> <p><u>1 注意報及び警報の種類及び発表基準</u>（P.13 より移動） 2 市川洪水予報発表対象区域 3 水防警報河川（海岸）・水位周知河川一覧表</p>
--	--	--